

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成21年11月13日棄却・不受理・確定

(第一審・鳥取地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年9月26日判決、本資料258号-180・順号11038)

(控訴審・広島高等裁判所松江支部 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年7月10日判決、本資料259号-128・順号11241)

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	妻波 俊一郎
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年11月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。